

「第2次 いのちを支える板倉町自殺対策行動計画」
～誰も自殺に追い込まれることのない板倉町の実現を目指して～

令和6年3月

板 倉 町

はじめに

平成28年4月に自殺対策基本法が改正され、全ての都道府県、市町村に自殺対策の計画の策定が義務づけられました。当町においては、平成31年に「誰も自殺に追い込まれることのない板倉町の実現を目指して」を基本理念にした「いのちを支える板倉町自殺対策行動計画」を策定し、自殺対策に取り組んでまいりました。



近年では、全国で3万人以上いた自殺者が2万人台となり、減少傾向ではありますが、依然として、毎年多くの尊い命が自殺によって失われており、非常事態はいまだに続いていると言わざるを得ません。特に新型コロナウイルス感染症の影響により、減少傾向であった自殺者数が令和4年には増加に転じるなど、予断を許さない状況となっています。自殺要因についても、健康問題をはじめとする生きることへの障害要因に加え、孤独・孤立問題、生活困窮など課題が複雑化・複合化しています。

このような社会的状況の変化を踏まえ、「誰も自殺に追い込まれることのない板倉町の実現を目指して」を基本理念とし、誰一人として取り残さないまちを目指し、「第2期いのちを支える板倉町自殺対策行動計画」を策定いたしました。

「いのちを支えるまちづくり」を実現するため、行政はもとより、町民の皆様や地域団体、関係機関など、様々なかたと連携し、地域社会全体で自殺対策に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、本計画の策定にあたり、慎重にご審議いただきました板倉町いのちを支えるネットワーク協議会の皆様をはじめ、関係各位、町民の皆様に心より感謝を申し上げます。

令和6年3月

板倉町長 栗原 実

目 次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	1
3. 計画の期間.....	1
4. 計画の数値目標.....	2

第2章 板倉町における自殺の現状

1. 全般的な状況.....	3
2. 対策が優先されるべき対象群の把握.....	8

第3章 いのちを支える自殺対策における取組

1. 基本理念.....	9
2. SDGsとの関連性.....	10
3. 基本方針.....	10
4. 基本施策.....	10
5. 重点施策.....	18

第4章 自殺対策の推進体制

1. 組織の関係図.....	20
2. 計画の進行管理.....	21

資料編

資料1 自殺対策基本法.....	22
資料2 自殺総合対策大綱（概要）.....	25

第1章 計画の概要



1 計画策定の趣旨

我が国の自殺者数は、平成10年以降、年間3万人を超える深刻な状況が続いてきました。かつて「個人の問題」と捉えられていた自殺の背景には社会的要因があることから、広く「社会全体の問題である」と認識されるようになり、平成18年には「自殺対策基本法」が施行され、平成19年には国が推進すべき自殺対策の指針である「自殺総合対策大綱」が策定されました。国を挙げた総合的な自殺対策の取組が行われ、平成28年には自殺対策基本法の改正により、市町村は自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、自殺対策計画を策定するものとされました。さらに、令和4年に見直された自殺総合対策大綱では、コロナ禍の影響等を受け、自殺の要因となる様々な問題が悪化したことにより、減少傾向であった年間自殺者数が令和2年に増加に転じたこと、特に小中高生や女性の水準が増加したことを踏まえ、自殺対策を更に推進・強化するための指針が示されました。

このような状況のもと、本町では、自殺対策基本法や自殺総合対策大綱に基づき、平成31年3月に「いのちを支える板倉町自殺対策行動計画（以下「第1次計画」という。）」を策定し、生きることの包括的な支援として、自殺対策の取組を推進してきました。第1次計画期間が令和5年度末を以て終了を迎えることから、これまでの取組の成果と課題等を踏まえ、効果的に自殺対策を推進していくための方針と目標、施策を明確にした「第2次いのちを支える板倉町自殺対策行動計画」を策定し、「誰も自殺に追い込まれることのない板倉町」の実現を目指します。

2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に基づき、自殺総合対策大綱・群馬県自殺総合対策行動計画及び地域の実情を勘案し、策定するものです。

また、関連する他の計画と連携を図りながら総合的に自殺対策を推進します。

3 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の変化及び施策の効果に対する評価を踏まえ、適宜見直しを行うこととします。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
計画策定	第2次板倉町自殺対策計画 				

4 計画の数値目標

国の自殺総合対策大綱における数値目標は、令和8年までに自殺死亡率（人口10万対）（※）を平成27年と比べて30%以上減少させることとしています。

本町においても、国の目標を踏まえ、令和8年までに自殺死亡率を平成25年から平成29年までの5年間の平均値と比べて30%以上減少させることを目標とします。

※ 「自殺死亡率」とは、自殺者数を地域の人口で割った自殺死亡率（自殺率）（人口1人当たりの自殺率）に10万をかけ、人口10万人当たりの人数に換算した数値です。

表1 国、群馬県及び板倉町の数値目標

自殺死亡率	平成27年 （基準値）	平成25～29 年の平均値	令和8年 （目標値）	令和4年 （直近値）
国	18.5	18.5	13.0以下	17.2
群馬県	22.0	21.2	14.9以下	18.6
板倉町	0.0	15.6	11.0以下	14.2

※ 令和8年（目標値）の欄における群馬県の数値は、「第4次群馬県自殺総合対策行動計画」における令和10年の数値目標を示しています。

第2章 板倉町における自殺の現状



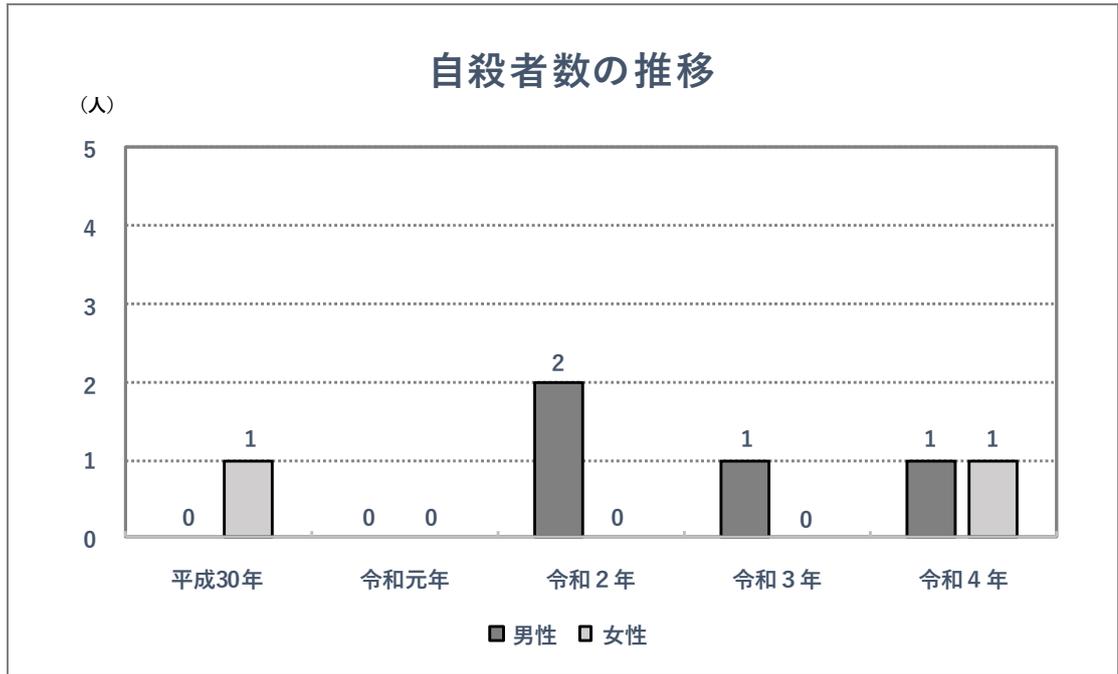
本町の自殺の実態に即した計画を策定するため、厚生労働省の人口動態統計、警察庁の自殺統計及びいのち支える自殺対策推進センターが自治体ごとの自殺実態を示している「地域自殺実態プロファイル」を基に分析を実施しました。

1 全般的な状況

本町の自殺者数は、平成30年から令和4年までの5年間で合計6人（男性4人、女性2人）、年平均1.2人です。

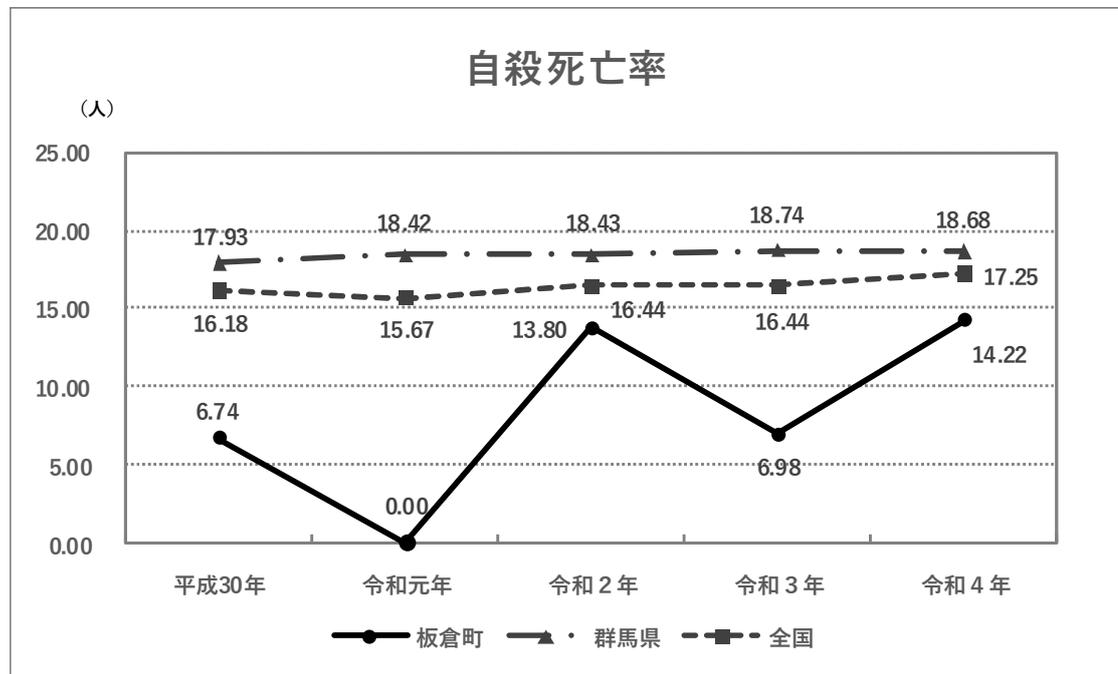
また、自殺死亡率の5年間の平均は8.3と群馬県の平均18.4や国の平均16.4より低い数値を示しています。

図1 板倉町における自殺者数の推移



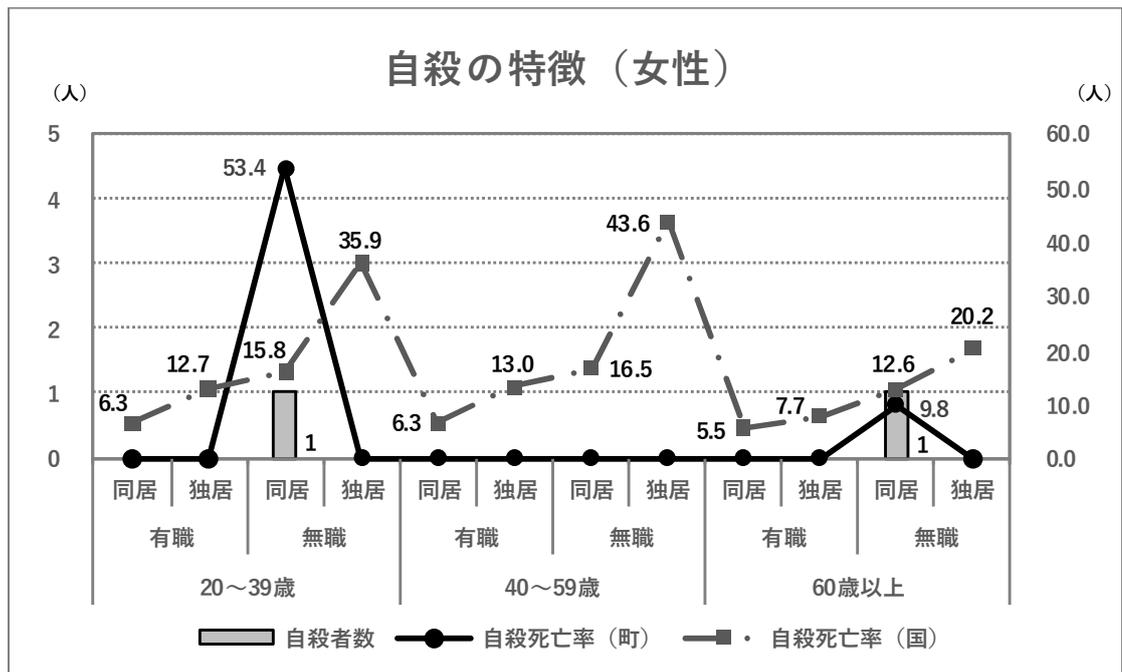
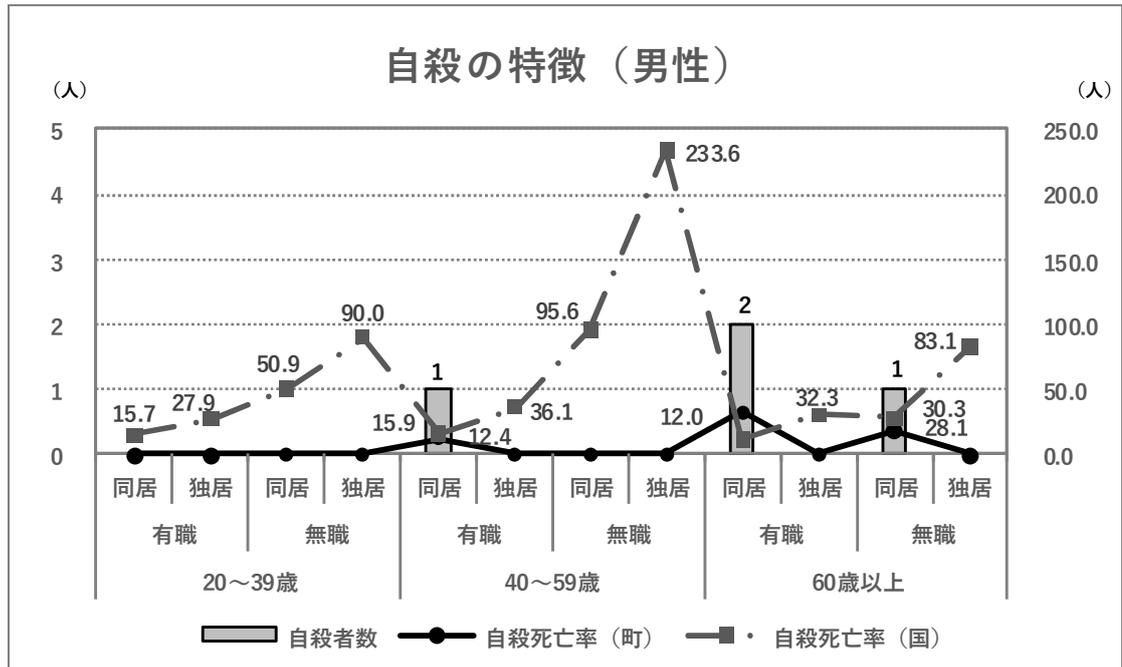
資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

図2 地域の自殺死亡率の推移



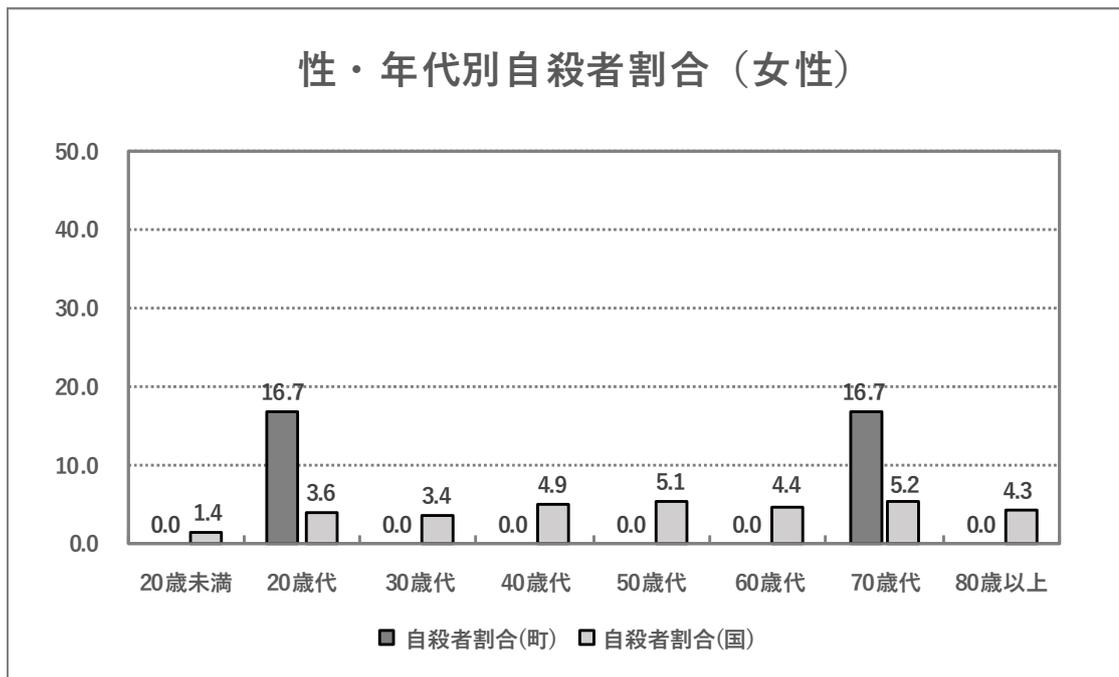
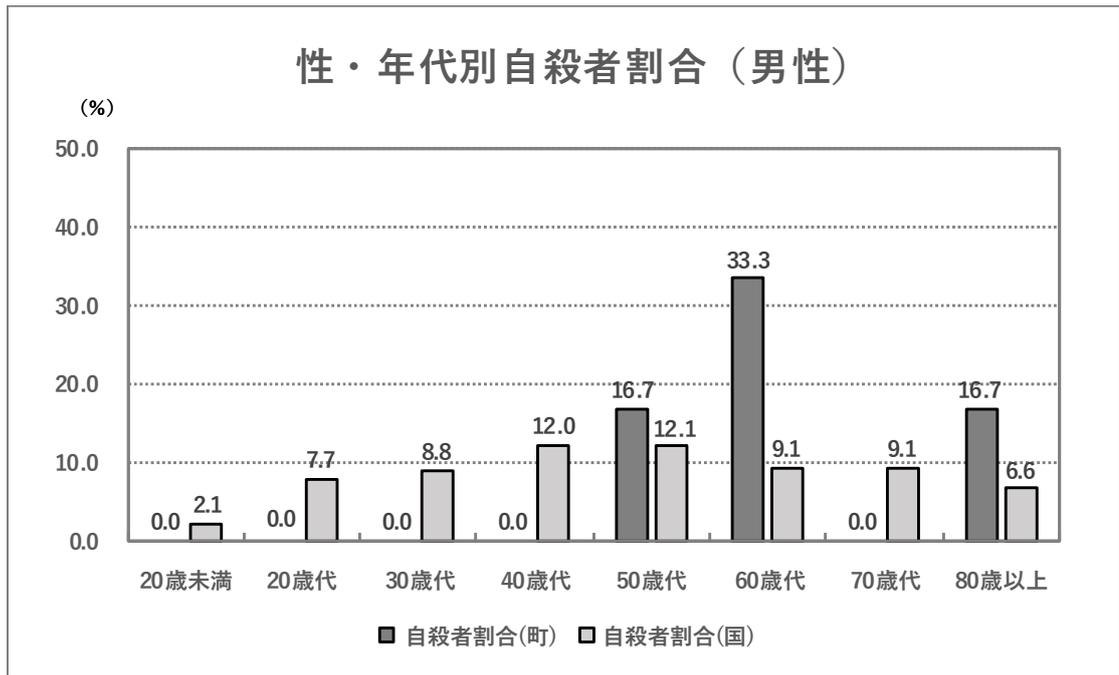
資料：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル2023年更新版」

図3 地域の自殺の概要（平成30年から令和4年までの合計）



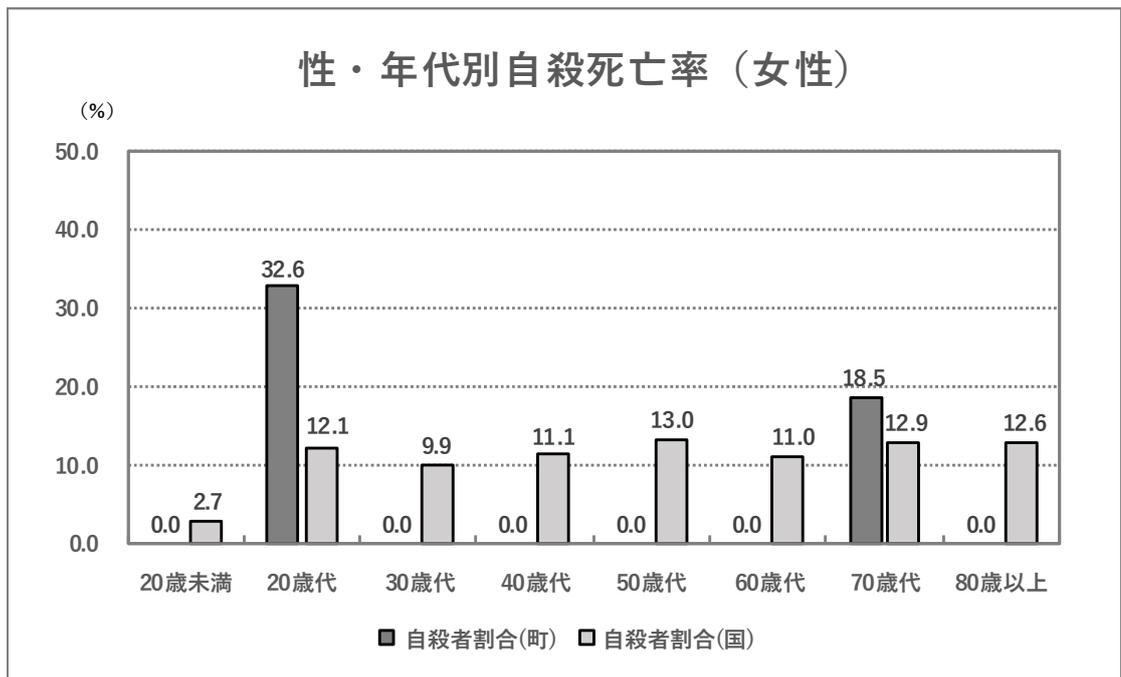
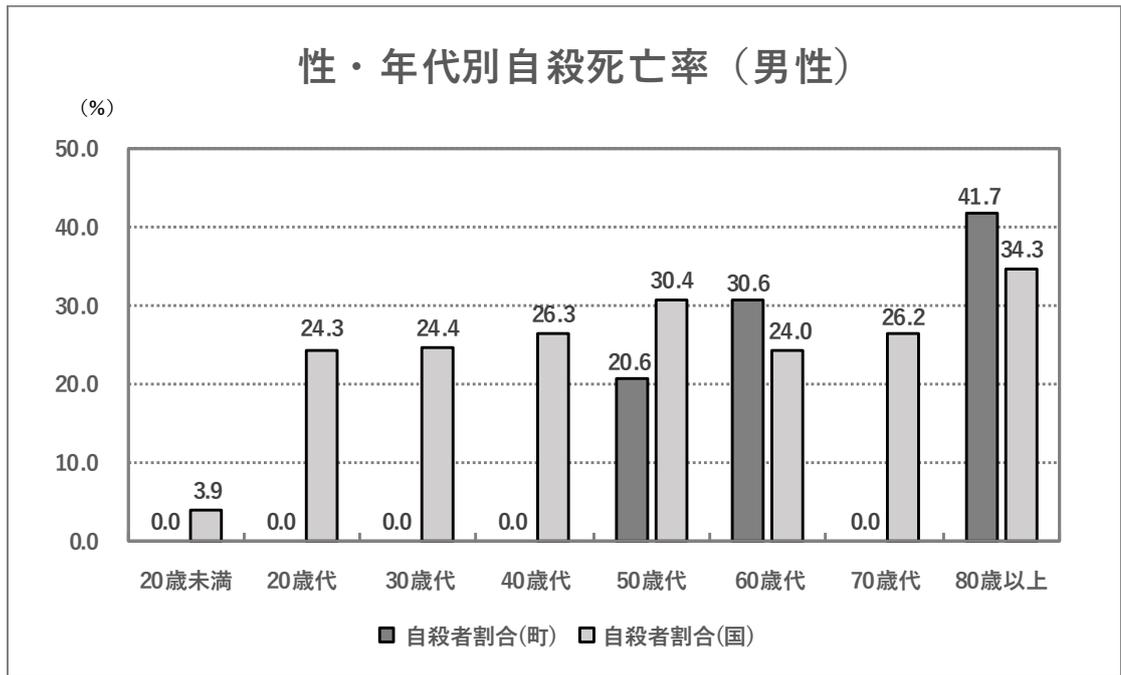
資料：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル2023年更新版」

図4 性・年代別の自殺者割合（平成30年から令和4年までの合計）



資料：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル2023年更新版」

図5 性・年代別の平均自殺死亡率（平成30年から令和4年までの合計）



資料：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル2023年更新版」

2 対策が優先されるべき対象群の把握

平成30年から令和4年までの5年間における自殺の実態について、いのちを支える自殺対策推進センターの「地域自殺実態プロファイル」により、主な自殺者の特徴が示されました。

このことから、本町における重点施策として「勤務・経営」「高齢者」「生活困窮者」「無職・失業者」「若者」への対応に取り組みます。

表2 板倉町の主な自殺者の特徴

区分	自殺者数 5年間合計	背景にある主な自殺の危機経路（※）
男性／40～59歳 有職／同居	1人	配置転換 → 過労 → 職場の人間関係の悩み＋仕事の失敗 → うつ状態 → 自殺
男性／60歳以上 有職／同居	2人	【労働者】 身体疾患＋介護疲れ → アルコール依存 → うつ状態 → 自殺 【自営業者】 事業不振 → 借金＋介護疲れ → うつ状態 → 自殺
男性／60歳以上 無職／同居	1人	失業（退職） → 生活苦＋介護の悩み（疲れ）＋身体疾患 → 自殺
女性／20～39歳 無職／同居	1人	DV等 → 離婚 → 生活苦＋子育ての悩み → うつ状態 → 自殺
女性／60歳以上 無職／同居	1人	身体疾患 → 病苦 → うつ状態 → 自殺

※ 「背景にある主な自殺の危険経路」は、自殺実態白書2013（ライフリンク）を参考にしました。

全国的には、身体疾患 → 病苦 → うつ状態から自殺に至る経緯が代表的な事例となっています。

第3章 いのちを支える自殺対策における取組

1 基本理念

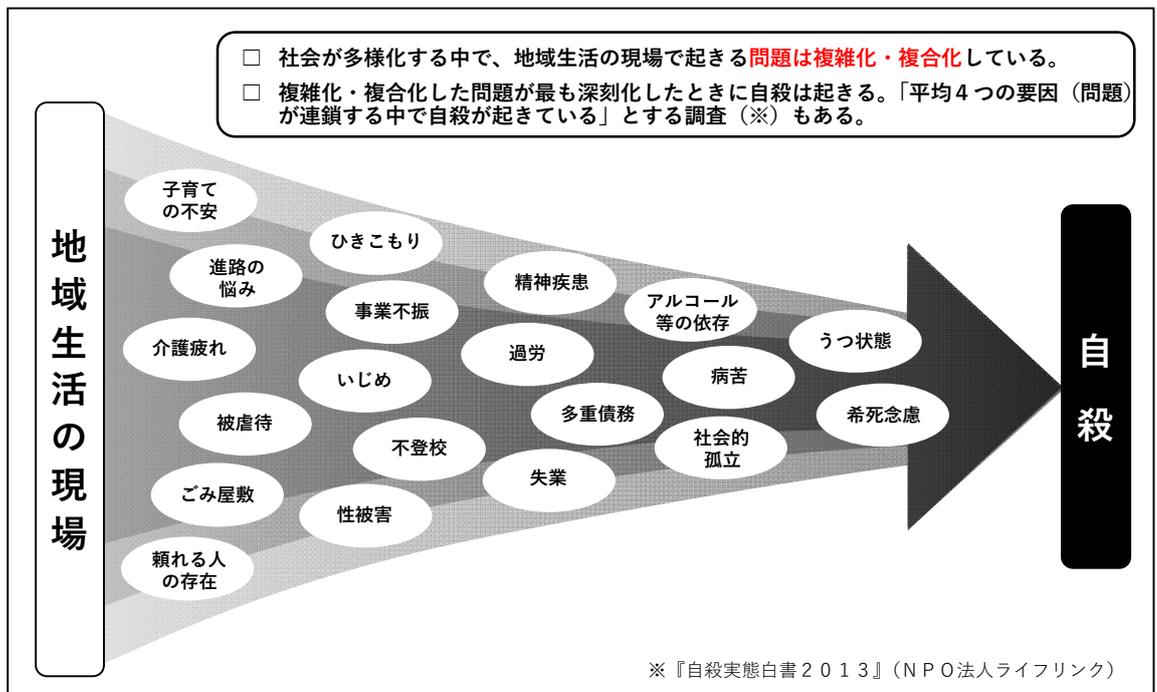
誰も自殺に追い込まれることのない板倉町の実現を目指して

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。

自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。

そのため、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を図り「生きることの包括的な支援」を行うことで町民一人ひとりが健康で生きがいを持って暮らすことのできる「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指します。

■自殺の危険要因イメージ



2 SDGsとの関連性

生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという考え方は、SDGsの「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す考え方と合致するものです。

本計画においては、SDGsを踏まえて各施策を推進するものとします。

本計画と主に関連のあるSDGsは次のとおりです。



3 基本方針

(1) 地域におけるネットワークの強化

- ① 協議会等の会議開催
- ② 地域におけるネットワークの構築

(2) 自殺対策を支える人材の育成

- ① 様々な業種を対象とした研修等の実施によるゲートキーパー養成
- ② 一般市民に対してゲートキーパーの役割等を啓発

(3) 住民への啓発と周知

- ① チラシやグッズの作成と周知
- ② イベント等を活用した啓発活動の実施

(4) 生きることの促進要因への支援

- ① 自殺リスクを抱える可能性のあるかたの心の支援
- ② 心の病気になるための予防支援

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

- ① 学校における相談体制の強化
- ② 命を大切にす教育の推進

4 基本施策

(1) 地域におけるネットワークの強化

自殺対策を推進する上での基盤となる取組です。そのため、自殺対策に特化したネットワークだけでなく、他の事業を通じて地域に展開されているネットワーク等と自殺対策との連携の強化にも引き続き取り組んでいきます。



本町いのちを支えるネットワーク協議会の会議開催		担当部署
1	保健、医療、福祉、職域、教育、産業団体（農・商）、その他民間等の幅広い関係機関や団体により構成される協議会であり、自殺対策に係る中核組織として、計画の協議や進捗状況の検証などを行います。	総務課 企画財政課 福祉課 健康介護課 産業振興課 教育委員会事務局

本町いのちを支える自殺対策推進本部の会議開催		担当部署
2	板倉町役場内において、副町長を本部長とし全所属長を本部員とした庁内組織であり、全庁を挙げて横断的に自殺対策に取り組みます。	庁内全部署

行政区長会等における普及啓発		担当部署
3	行政区長会議等において、自殺対策についての情報提供、また身近な人の変化を察知し専門職につなぐゲートキーパーの役割について啓発し、住民同士で支え合い見守ることのできる体制を推進します。	福祉課 総務課

高齢者見守りネットワークにおける普及啓発		担当部署
4	元気な高齢者が生活上の支援を要する高齢者を支える互助の仕組みづくりを通じて、地域で高齢者の見守りを行うとともに、心身の異変を認めた場合は、地域包括支援センター等の機関につなぎ、孤立することなく安心して生活できる体制を推進します。	福祉課 健康介護課

子育て関連見守りネットワークにおける普及啓発		担当部署
5	子どもに関わる地域の関係者等に、自殺対策の情報提供やゲートキーパーの役割について啓発し、支え合いと見守りができる体制を推進します。	福祉課 健康介護課 教育委員会

板倉町総合計画基本計画の策定		担当部署
6	板倉町総合計画基本計画において、自殺対策に関する施策の方針を示し、総合的な自殺対策を推進します。	企画財政課

(2) 自殺対策を支える人材の育成

地域のネットワークは、それを支える人材がいて初めて機能します。そのため、自殺対策を支える人材の育成は、対策を推進する上での基礎となる重要な取組です。

自殺対策を強力に推進していくために、様々な分野の関係者のみならず、地域における自助・共助の担い手でもある町民を対象にしたゲートキーパー養成講座等を開催することで、地域のネットワークの担い手・支え手となる人材を育成していきます。



ゲートキーパー研修の開催		担当部署
1	<p>自殺のリスクが高い人の早期発見と早期対応のため、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聴いて、見守りながら、支援機関につなぐ役割を担う人材（ゲートキーパー）の育成を推進します。</p> <p>① 役場職員向け 庁内の窓口や相談・訪問業務の際に、こころのサインに気づき早期に対応できるよう、全職員を対象とした研修会を実施します。</p> <p>② 関係団体向け 地域住民に身近な存在である民生委員児童委員や保健推進員、青少年育成推進員、社会福祉協議会職員などを対象に研修会を開催し、人材確保を図ります。</p> <p>③ 教職員向け 児童生徒と日々接している教職員に対し、子どもが出したSOSのサインにいち早く気づき、どのように対処するかなど、こころの健康への理解を深めるための研修会を開催し</p>	福祉課 総務課 健康介護課 産業振興課 教育委員会事務局

	<p>ます。</p> <p>④ 事業主や小規模事業所向け 商工会等と連携し、町内の事業主や小規模事業所の管理職等に従業員のこころの健康への理解を深め、ゲートキーパーの役割を認識するための研修会を開催します。</p>	
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

(3) 住民への啓発と周知

地域のネットワークを強化して相談体制を整えても、町民が相談先の存在を知らなければ、問題を抱えた時に適切な支援へとつなげることができません。

町民との様々な接点を活用して相談機関等に関する情報を提供するとともに、自殺対策について理解を深められる機会を提供します。



啓発リーフレット・グッズの作成と配布		担当部署
1	相談窓口一覧を記したチラシや啓発グッズ等の配布を行い、自殺予防の啓発活動を行います。	福祉課

広報等を活用した啓発活動の実施		担当部署
2	町の広報紙やホームページに、自殺対策強化月間等にあわせ特集記事や情報を掲載し、啓発促進を図ります。ホームページにおいては専門サイトの開設や関係専門機関のサイトへのリンクなど、情報内容の充実を図り啓発活動を強化します。	福祉課 総務課

各種イベントを活用した啓発活動の実施		担当部署
3	板倉まつりや福祉まつりなどのイベント会場において、PRブースの開設やグッズ等の配布を行い、啓発の強化を図ります。	福祉課 産業振興課 教育委員会事務局

こころの健康関連出前講座開催		担当部署
4	地域の要請や希望する団体・高齢者サロン等で	福祉課

	出前講座を行い、こころの健康や自殺に関する基礎知識の普及啓発を図ります。	健康介護課 総務課 教育委員会事務局
--	--------------------------------------	--------------------------

「いじめ防止基本方針」の策定		担当部署
5	いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、板倉町内の各小中学校ごとに「いじめ防止基本方針」を策定し、ホームページ等で公表することで、学校が取り組むだけでなく、家庭、地域及び関係機関等の連携を図り社会総がかりでいじめ防止を推進します。	教育委員会事務局

「板倉町いじめ防止フォーラム」の開催		担当部署
6	町内小中学校の児童生徒が1年間の「いじめ防止活動」実践発表会を行い、各校の実践内容を交流し合うことで、いじめを受けている児童生徒の早期発見と対応を行うだけでなく、いじめを受けた子どもが周囲に助けを求められるよう、SOSの出し方教育を推進します。	教育委員会事務局

(4) 生きることの促進要因への支援

自殺に追い込まれる危険性が高まるのは、「生きることの促進要因」よりも「生きることの阻害要因」が上回った時に起こります。そのため、「生きることの阻害要因」を減らすための取組だけでなく、「生きることの促進要因」を増やすための取組も合わせて行う必要があります。

自殺リスクを低下させるため、「生きることの促進要因」の強化につながるり得る様々な取組を支援します。



こころの健康相談の実施		担当部署
1	認知症や依存症、統合失調症などの精神疾患のほか「対人関係がうまくいかない」「何もやる気にならず、外出もままならない」などさまざまな心の不安や心配事の相談を専門医とともに聞きします。	福祉課

赤ちゃん訪問・妊産婦相談の実施		担当部署
2	<p>妊娠届出時から、妊婦の全数面接によりリスクの高い保護者の早期発見に努めるとともに、必要に応じて関係機関と連携し支援を行います。</p> <p>また、出産後も新生児訪問時において産婦の全数面接を行い、相談に応じるとともに産後ケア事業の利用等、関係機関と連携し支援を行います。</p>	健康介護課

子育て相談会の開催		担当部署
3	<p>お子さんの成長や子育ての悩みについて、専門の相談員（臨床心理士・作業療法士・理学療法士・言語聴覚士）が1組ずつ相談に応じ、必要に応じて専門的な関係機関と連携し支援を行います。</p>	健康介護課

子育て応援事業、乳幼児健康診査の開催		担当部署
4	<p>乳幼児健診や育児学級の機会を、抱えている不安や問題発見の機会として捉え、必要に応じて専門的な関係機関と連携し支援を行います。また子育て応援アプリを活用し、相談先や育児に関する情報を周知し支援の充実を図ります。</p>	健康介護課

高齢者に対する総合支援		担当部署
5	<p>高齢者は、身体機能、認知機能の低下や親しい人との死別などから閉じこもりやうつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすいことから、ひとり暮らし高齢者等訪問事業、老人クラブ、コミュニティサロン、通いの場等の高齢者地域活動団体の活動と連動した事業の展開や見守り強化など高齢者の環境の変化に応じた総合的な支援を推進します。</p>	健康介護課 福祉課

生活困窮者に対する自立支援		担当部署
6	<p>生活困窮者は経済的な困窮のみならず、自殺リスクが高い傾向にあることから、関係機関が連携</p>	福祉課 産業振興課（消費

	を図り生活困窮の背景にある様々な問題・課題を評価分析し自立に向けた必要な支援が行えるよう連絡調整を行います。	生活センター)
--	--------------------------------------------------------	---------

障害のあるかたに対する自立支援		担当部署
7	障害ゆえに起こる生きづらさ、社会の障害など個々の状況に寄り添い、生活や就労への支援やバリアのない環境づくりを推進します。	福祉課

学校生活に関するアンケートの実施		担当部署
8	毎月1回、学校生活に関するアンケート調査を実施し、児童生徒の実態を把握することで、状況に応じ個別面談を行い、自殺リスクのある児童生徒の早期発見と対応を図ります。	教育委員会事務局

QU検査（楽しい学校生活を送るためのアンケート）の実施		担当部署
9	学校生活意欲と学級満足度の2つの尺度で構成される教育・心理検査を実施することで、いじめや不登校などの問題行動の予防と対策に活用するとともに、児童・生徒のメンタルヘルスや学級の状況等を把握し、必要時には適切な支援を行います。	教育委員会事務局

専門職との連携を強化		担当部署
10	スクールカウンセラーや教育相談員の定期的な児童生徒の観察（授業参観）により、担任とは違った視点で、児童生徒自身、及びその保護者等が抱える問題等を早期発見し、関係機関と連携し包括的な支援を行います。	教育委員会事務局

公害・環境関係の苦情相談		担当部署
11	住民から公害・環境に関する苦情や相談の背景には、近隣関係の悩み・トラブル等が関与している場合や悪臭・騒音等の住環境に関するトラブル	住民環境課

	の背景に精神疾患の悪化等が絡んでいると思われる場合があることから、必要に応じ関係機関との連絡調整を図ります。	
--	--------------------------------------------------------	--

下水道徴収業務委託・納税相談事業		担当部署
12	滞納者においては、生活面で問題を抱えていることが多いことから、滞納状況などにより、生活保護等が必要な対象者に対しては、包括的な支援に繋がられるよう関係機関との連絡調整を図ります。	住民環境課 税務課

商工資金融資事業		担当部署
13	融資申込書の記載内容等から、資金が必要になった背景や原因等の状況把握に努め、必要に応じ関係機関との連絡調整を図ります。	産業振興課

農地相談		担当部署
14	農地の売買、賃貸借の手続きなど、農地に関する各種相談を受けた際、相談内容から思い悩んでいるなど不審な言動があった場合は、必要に応じ関係機関との連絡調整を図ります。	産業振興課

人権相談事業		担当部署
15	人権相談において深刻な人権侵害に係るケースについては、自殺に繋がる可能性が高いことから、包括的な支援に繋がられるよう関係機関との連絡調整を図ります。	住民環境課

消費生活相談業務		担当部署
16	消費契約トラブルを抱えている人や多重債務者においては生活のなかで深刻な問題を抱えていて、自殺に繋がる可能性が高いことから、相談業務をとおして包括的な支援に繋がられるよう関係機関との連絡調整を図ります。	産業振興課（消費生活センター）

町営住宅維持管理事業		担当部署
17	町営住宅の入居申込者の中には、生活困窮や低収入など、生活面で困難や問題を抱え自殺に繋がる可能性が高いことから、必要に応じて関係機関との連絡調整を図ります。	都市建設課

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

子どもが様々な困難やストレスに直面した時に、一人で抱え込むことなく、地域の大人や学校関係者等へ気軽に相談できるよう、相談体制を強化するとともに相談先情報の周知を強化します。



SOSの出し方教育の実施・啓発		担当部署
1	<p>学校において自殺予防に関する授業を行い、いじめやストレスに遭遇した際、大人や相談機関に早めに助けの声を上げられるよう具体的で実践的な教育を行います。</p> <p>また、保護者に対しては、子どもがSOSを出した時の対処法について、教職員に対しては、理解を深めるため資料配布や研修等を実施します。</p>	教育委員会事務局

5 重点施策

本町においては、平成30年から令和4年までの5年間での「地域自殺実態プロフィール」から自殺の原因を分析すると、配置転換、事業不振や失業（退職）等の問題、DVや子育て、健康上の問題が多いこと、さらには60歳以上の自殺者の割合が高いことを踏まえ、以下の重点施策を推進します。

■ 4つの重点施策

(1) 勤務・経営への対策

勤務問題による自殺リスクの低減に向けた相談体制の確立

※ 基本施策により実施している各種事業を働き盛りを対象とする勤務・経営に特化した内容に拡充し推進します。

- ① 町内事業所や労働者等に対する啓発事業の強化
- ② 農業者等自営業の方々への啓発事業の強化
- ③ 板倉町いのちを支えるネットワーク協議会の会議開催によるネット

ワーク機能の強化促進

- ④ 農工商等各種団体向けのゲートキーパー養成研修会の開催
- ⑤ 情報提供と普及啓発



(2) 高齢者への対策

高齢者・シニア世代の支援の充実と啓発、連携体制の充実

※ 基本施策を更に拡充させ、より質の高い高齢者・シニア世代支援を目指します。

- ① 高齢者見守りネットワークの機能強化
- ② ゲートキーパー、こころの健康関連出前講座等の充実
- ③ こころの健康相談の充実
- ④ 高齢者に対する総合支援の充実



(3) 生活困窮・無職・失業者への対策

包括的な相談支援体制の確立

※ 生活困窮者自立支援事業との連動による総合支援体制の確立を目指します。

- ① 自立に向けてのプラン作成支援、関係機関との連携調整の充実
- ② 生活面やこころの問題などに対し相談支援の充実
- ③ 消費生活や多重債務等の相談支援の充実



(4) 若者への対策

DVや子育て等の相談支援、連携体制の確立

※ 基本施策により実施している相談支援事業を拡充させ、質の高い子育て支援を目指します。

- ① 子育て世帯への相談支援の充実
- ② ゲートキーパー養成研修会の充実
- ③ 相談に対する関係機関との連携の充実



第4章 自殺対策の推進体制

1 組織の関係図

自殺対策は、家庭や学校、職域、など地域が一体となり多くの分野や関係機関連携のもと、効果的な施策を推進していく必要があります。

このため、「板倉町のちを支えるネットワーク協議会」と「板倉町のちを支える自殺対策推進本部」連携のもと官民一体で関連施策の推進を図ります。

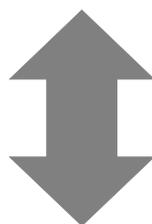
板倉町のちを支える自殺対策推進本部

板倉町役場内において、本部長をトップとした全所属長で構成される庁内組織であり、自殺対策行動計画の策定及び進行管理を行うとともに自殺対策の総合的な推進を図ります。

本部長 副町長

副本部長 教育長

本部員 総務課長 企画財政課長 税務課長 住民環境課長 福祉課長
健康介護課長 産業振興課長 都市建設課長 会計管理者（会計課長）
教育委員会事務局長 議会事務局長



板倉町のちを支えるネットワーク協議会

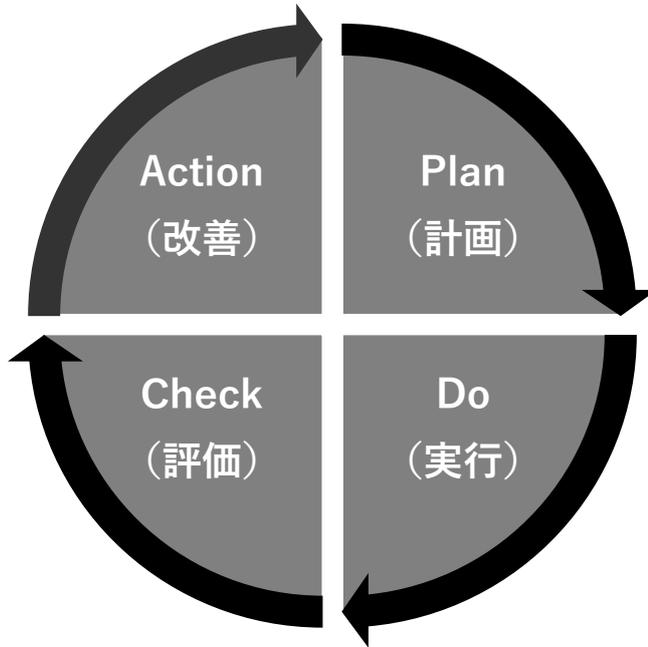
保健、医療、福祉、職域、教育部門等、地域の幅広い関係機関や団体で構成される協議会であり、板倉町の自殺対策推進母体として自殺対策に係る計画の協議や承認、計画の進捗状況の検証などを行います。

町 社会福祉協議会 民生委員児童委員協議会 行政区長会 商工会
保健推進員 館林市邑楽郡医師会 小中学校 老人クラブ連合会
農業委員会 館林保健福祉事務所

2 計画の進行管理

本計画を具体的かつ効率的に推進していくため、PDCAサイクルに基づき、定期的に進捗状況の点検・評価を行い、必要に応じて取組内容の改善を図ります。

■ PDCAサイクルのイメージ



目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるところとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えつつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（国民の理解の増進）

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

（自殺予防週間及び自殺対策強化月間）

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

- 2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

（関係者の連携協力）

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

（名誉及び生活の平穩への配慮）

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

（法制上の措置等）

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

（自殺総合対策大綱）

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

（都道府県自殺対策計画等）

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

（都道府県及び市町村に対する交付金の交付）

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

（調査研究等の推進及び体制の整備）

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

（人材の確保等）

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

（心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等）

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方等を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

（医療提供体制の整備）

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神

科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

「自殺総合対策大綱」（令和4年10月閣議決定）（概要）

- 平成18年に自殺対策基本法が成立。
- 同法に基づく「自殺総合対策大綱」に基づき、自殺対策を推進。

現行：令和4年10月14日閣議決定
第3次：平成29年7月25日閣議決定
第2次：平成24年8月28日閣議決定
第1次：平成19年6月8日閣議決定

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- ✓ 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- ✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている
- ✓ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
- ✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する

第5 自殺対策の数値目標

- ✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。
（平成27年：18.5 ⇒ 令和8年：13.0以下）※令和2年：16.4

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

「自殺総合対策大綱」

<第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要>

1.地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

- 地域自殺実態プロフィール、地域自殺対策の政策パッケージの作成
- 地域自殺対策計画の策定・見直し等の支援
- 地域自殺対策推進センターへの支援
 - ・地域自殺対策推進センター長の設置の支援
 - ・全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催に向けた支援
- 自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

2.国民一人ひとりの気づきと見守りを促す

- 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
- 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施
 - ・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
- 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及、うつ病等についての普及啓発
 - ・「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の普及
 - ・メンタルヘルスの正しい知識の普及促進

3.自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

- 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用
 - ・相談機関等に集約される情報の活用の検討
- 子ども・若者及び女性等の自殺調査、死因究明制度との連動
 - ・自殺等の事案について詳細な調査・分析
 - ・予防のための子どもの死亡検証(CDR; Child Death Review)の推進
 - ・若者、女性及び性的マイノリティの生きづらさ等に関する支援一体型の実態把握
- コロナ禍における自殺等の調査
- うつ病等の精神疾患の病態解明等につながる学際的研究

4.自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

- 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進
- 連携調整を担う人材の養成
- かかりつけ医、地域保健スタッフ、公的機関職員等の資質向上
- 教職員に対する普及啓発
- 介護支援専門員等への研修
- ゲートキーパーの養成
 - ・若者を含めたゲートキーパー養成
- 自殺対策従事者への心のケア
 - ・スーパーバイザーの役割を果たす専門職の配置等を支援
- 家族・知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援

5.心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
 - ・パワーハラスメント対策の推進、SNS相談の実施
- 地域における心の健康づくり推進体制の整備
- 学校における心の健康づくり推進体制の整備
- 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

6.適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

- 精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置
- 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等
 - ・自殺の危険性の高い人を早期に発見し確実に精神科医療につなげるよう体制の充実
- 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備
 - ・子どもの心の診療体制の整備
- うつ病、依存症等うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策

7.社会全体の自殺リスクを低下させる

- 相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信、アウトリーチ強化
- ICT（インターネット・SNS等）活用
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進。
- インターネット上の誹謗中傷及び自殺関連情報対策の強化
 - ・自殺の誘引・勧誘等情報についての必要な自殺防止措置・サイバーパトロールによる取組を推進
 - ・特定個人を誹謗中傷する書き込みの速やかな削除の支援や人権相談等を実施
- ひきこもり、児童虐待、性犯罪・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭に対する支援
- 性的マイノリティの方等に対する支援の充実
- 関係機関等の連携に必要な情報共有
- 自殺対策に資する居場所づくりの推進
 - ・オンラインでの取組も含めて孤立を防ぐための居場所づくり等を推進
- 報道機関に対するWHOガイドライン等の周知
- 自殺対策に関する国際協力の推進

「自殺総合対策大綱」

<第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要>

8.自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

- 地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備
- 救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実
- 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化
 - ・自殺未遂者を退院後に円滑に精神科医療につなげるための医療連携体制の整備
 - ・自殺未遂者から得られた実態を分析し、匿名でのデータベース化を推進
- 居場所づくりとの連動による支援
- 家族等の身近な支援者に対する支援
 - ・傾聴スキルを学べる動画等の作成・啓発
- 学校、職場等での事後対応の促進

9.遺された人への支援を充実する

- 遺族の自助グループ等の運営支援
- 学校、職場等での事後対応の促進
 - ・学校、職場、公的機関における遺族等に寄り添った事後対応等の促進
- 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等
 - ・遺族等が直面する行政上の諸手続や法的問題等への支援の推進
- 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- 遺児等への支援
 - ・ヤングケアラーとなっている遺児の支援強化

10.民間団体との連携を強化する

- 民間団体の人材育成に対する支援
- 地域における連携体制の確立
- 民間団体の相談事業に対する支援
 - ・多様な相談ニーズに対応するため、SNS等を活用した相談事業支援を拡充
- 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

11.子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- いじめを苦しめた子どもの自殺の予防
- 学生・生徒への支援充実
 - ・長期休業の前後の時期における自殺予防を推進
 - ・タブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型の支援情報の発信を推進
 - ・学校、地域の支援者等が連携して子どもの自殺対策にあたることのできる仕組みや緊急対応時の教職員等が迅速に相談を行える体制の構築
 - ・不登校の子どもへの支援について、学校内外における居場所等の確保
- SOSの出し方に関する教育の推進
 - ・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
 - ・子どもがSOSを出しやすい環境を整えるとともに、大人が子どものSOSを受け止められる体制を構築
- 子ども・若者への支援や若者の特性に応じた支援の充実
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進
- 知人等への支援
 - ・ゲートキーパー等を含めた自殺対策従事者の心の健康を維持する仕組みづくり
- 子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備
 - ・こども家庭庁と連携し、体制整備を検討

12.勤務問題による自殺対策を更に推進する

- 長時間労働の是正
 - ・勤務時間管理の徹底及び長時間労働の是正の推進
 - ・勤務間インターバル制度の導入促進
 - ・コロナ禍で進んだテレワークを含め、職場のメンタルヘルス対策の推進
 - ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、過労死等の防止対策を推進
 - ・副業・兼業への対応
- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ハラスメント防止対策
 - ・パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止

13.女性の自殺対策を更に推進する

- 妊産婦への支援の充実
 - ・予期せぬ妊娠等により身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等について性と健康の相談センター事業等による支援を推進
- コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援
 - ・子育て中の女性等を対象にきめ細かな就職支援。
 - ・配偶者等からの暴力の相談体制の整備を進める等、被害者支援の更なる充実
 - ・様々な困難・課題を抱える女性に寄り添ったきめ細かい相談支援等の地方公共団体による取組を支援
- 困難な問題を抱える女性への支援